| 意見提出者 | 個人 |
|---------|---|
| | |
| 1. 項目 | 出会い系サイト規制 |
| 2. 既存の制 | 非出会い系サイトの児童被害が急増、最多の730件 |
| 度・規制等 | (http://www.yomiuri.co.jp/net/news/20100819-OYT8T00770.htm) |
| によってI | |
| CT利活用 | 記事に |
| が阻害され | 「6月までの今年上半期に、出会い系以外の交流サイトに絡んで児童が被 |
| ている事 | 害に遭った事件の摘発件数が、統計を取り始めた2008年以降最多の7 |
| 例・状況 | 30件(前年同時期比99件増)に上ったことが19日、警察庁のまとめ |
| | でわかった。」 |
| | 「一方、男女交際を仲介する「出会い系サイト」を通じて事件に巻き込ま |
| | れた児童数は、01年以降最少の141人(前年同時期比124人減)に |
| | とどまった。08年12月施行の改正出会い系サイト規制法で、サイト運 |
| | 営事業者の届け出と、利用者の年齢確認が厳格化されて以降、被害児童数 |
| | は年々減少している。」 |
| | とあるように、そもそもコミュニケーションが可能であれば出会い系か非 |
| | 出会い系かにかかわらず同様の事件はどこでも発生し、サイト規制で対応するならばメール・ブログ等のコメント欄・チャット・あらゆる「健全な |
| | 9 るならはメール・ノロク寺のコメント欄・ナヤット・あらゆる「健生な コミュニケーションが可能 なウェブサービスを禁止しなければ無理であ |
| | る。そのような対処をすれば ICT 利用など望むべくもない。 |
| 3. ICT利 | 根拠となる法令不明 |
| 活用を阻害 | (水) (なるなり(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) |
| する制度・ | |
| 規制等の根 | |
| 拠 | |
| 4. ICT利 | ・通信の自由を阻害する方法での対処をしない。コミュニケーション自 |
| 活用を阻害 | 体を禁止するのではなく、コミュニケーションを介して起きたことに対処 |
| する制度・ | するだけでよい。 |
| 規制等の見 | ・初等教育から、ネット上でのコミュニケーションにおける危機回避を |
| 直しの方向 | 教える。 |
| 性について | |
| の提案 | |